

令和 8 年度地方独立行政法人京都市立病院機構放射線漏えい線量測定等業務
(医療法施行規則第 30 条の 2 第 1 項第 1 号該当部分)

仕 様 書

令和 8 年度地方独立行政法人京都市立病院機構放射線漏えい線量測定等業務（ただし、医療法施行規則第 30 条の 2 第 1 項第 1 号該当部分）について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、以下のとおり必要な事項を定める。

1 作業場所、測定内容、測定方法等

(1) 作業場所（測定対象）

ア 市立病院

1) 15 号胸部・腹部断層撮影室	17) 歯科外来デンタル
2) 16 号骨系全脊椎撮影室	18) 体外衝撃波結石破碎室
3) 17 号骨系撮影室	19) 内視鏡検査室
4) 18 号頭部撮影室	20) X 線透視撮影室
5) 19 号胸部腹部撮影室	21) O P 室
6) 20 号胸部腹部撮影室	22) 病棟ポータブル
7) 乳房撮影室	23) 胸部撮影室乳房撮影室
8) X-T V(1)	24) X-T V撮影室
9) 泌尿器科撮影室	25) C Tシミュレーション
10) C T室(1)	26) 心血管撮影室
11) C T室(2)	27) P E T-C T室
12) 血管造影室 1	28) S P E C T-C T室
13) 血管造影室 2	29) 第 1 リニアック室
14) 救急撮影室	30) 第 2 リニアック室
15) 病棟ポータブル	31) 小線源治療室（アフターローディング装置）
16) 放射線治療腔内照射室	32) 血液照射装置

イ 京北病院

一般撮影室、X-T V、C T室、外科用イメージ、一般撮影装置（1 台）

(2) 測定箇所

ア 各画壁面において、画壁の外側の線量率が最も高くなると考えられる場所

イ 出入口の扉の外側

ウ その他の施設の構造上、漏えいの恐れのある場所

(3) 測定方法

ア 測定器は、電離箱式サーバイメータ、シンチレーションサーバイメータ、中性子レムカウンターを用いること

イ 測定の高さは、各測定点の地上又は床上 1 m とする。

ウ 測定器の校正は年 1 回実施すること（電離箱サーバイメータの校正定数は、30keV～2MeV のエネルギー範囲において 1.0 とする。）

2 測定回数及び測定時期

年 2 回（6 箇月ごとに 1 回）

日程については、甲乙間で協議にて行う。

3 結果報告

(1) 乙は、甲に対し、測定終了後、結果報告書を 3 部提出すること

(2) 乙は、報告書の内容について甲の確認を得たうえで、完了届を京都市立病院事務局総務担当に提出すること

4 委託料支払

委託料は、6 箇月ごとに 1 回、結果報告書及び完了届の提出後、乙の請求に基づき、甲が委託料の 2 分の 1 に相当する金額（前期の金額に生じる 1 円未満の端数は切捨て、その結果生じる端数は後期に合算）を支払うものとする。

5 その他

- (1) 作業環境測定法に基づき行うものとする。
- (2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合には、別途契約するものとする。
- (3) 受託者は、作業環境測定法第33条に規定する登録を受けていなければならない。
- (4) その他必要な事項については、甲乙間で協議のうえ定める。

以上